

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	6.9kV高圧配電盤内遮断器（2台）の点検において、両遮断器の累積作動回数管理用カウンタに動作不良が認められたため、当該カウンタを点検・修理	D	
2	1号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入ポンプ駆動部の点検において、駆動力伝達機構の潤滑油シール部に摺動摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）室ストームドレンサンプポンプに動作不良（汲上げ不可）が認められたため、当該ポンプ及び出口逆止弁を点検・修理	D	
4	1号機	配管サポートの外観点検において、タービン建屋天井部に設置されている金属プレートの下部にモルタルが充填され、その内部を電線管が通過していることが認められたため、当該プレートを移設	D	
5	1号機	タービン建屋地階の足場解体作業において、足場中段に仮置きされていた足場パイプ（長さ約1.5m、重量約4kg）が落下し、下で作業をしていた作業員（1名）のヘルメットに当たり被災させたため、業務車にて病院へ搬送し、医師による診察の結果、「頸部挫傷（約2週間の加療を要する）」旨の診断書が発行された	B	
6	1号機	不活性ガス系液体窒素貯槽用真空ポンプ接続口の弁収納箱及び真空引用接続配管に腐食が認められたため、弁収納箱を交換及び配管を補修塗装	D	
7	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用圧縮機（A）の点検において、入口圧力に低下傾向が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
8	2号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ定例試験用バイパス弁の開度計（中央操作室制御盤設置）に指示値不良が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
9	2号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ定例試験用バイパス弁の現場開度計に指示値不良が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
10	3号機	燃料交換機の点検において、空気圧縮機出口側銅チューブの破損によるエアリークが認められたため、当該空気圧縮機を点検・修理	D	
11	4号機	試料採取系原子炉給水ポンプ出口配管からの給水サンプリング用流量調整弁のグランド部に水のリーク（1滴/5分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	原子炉再循環ポンプ（A、B）駆動用電動機用温度記録計に指示値不良が認められたため、当該温度記録装置を点検・修理	D	
13	4号機	原子炉給水ポンプ（A）駆動用電動機の軸受温度記録計に指示値不良が認められたため、当該温度記録装置を点検・修理	D	
14	その他	放射線管理区域からの退出時、入退域処理装置による電子式線量計（APD）データの読み込み中に、APDの異常を示す警報が表示されたため、当該APDを点検修理及び被ばく線量の評価	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで